

「三島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例(仮称)」の骨子(案)について

1 マイナンバー(社会保障・税番号)制度の導入について

平成 25 年 5 月に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」)という。」が公布され、マイナンバー制度が導入されることになりました。

個人番号(マイナンバー)は、住民票を有する全ての人に割り当てられる 12 桁の番号で、社会保障・税・災害対策の分野において、複数の行政機関などに存在する個人の情報について、同一人の情報であることを確認するために活用されます。

2 マイナンバー制度導入に向けたスケジュール

下記のスケジュールに従って全国的に準備が進められています。

【制度導入に向けた主なスケジュール】

- ◆平成 27 年 10 月 マイナンバーの付番、通知カードの送付
- ◆平成 28 年 1 月 マイナンバーの利用開始、個人番号(マイナンバー)カードの交付開始
- ◆平成 29 年 7 月 情報提供ネットワークシステム(※1)を通じた地方公共団体と他の行政機関等との間でのマイナンバーを利用した情報連携が開始(本格的な運用開始)

※1 情報提供ネットワークシステム

番号法の規定に基づいて、総務大臣が設置・管理するもので、マイナンバーと関連付けられた個人情報に関係機関の間でやり取りするためのコンピューターネットワークによる情報システムのこと。

3 条例制定の主旨

番号法では、同法別表(※2)に規定される事務(以下「法定事務」という。)の他、社会保障・税・災害対策に関する事務その他これらに類する事務であって地方公共団体が条例に定める事務について、マイナンバーを利用することができます。マイナンバーを利用して情報共有を図ることで、より有効な対応が可能となる事務や法令事務と一体的に実施されていて、マイナンバーを利用しないと事務の遂行に支障をきたすことになる事務について条例を定める必要があります。

また、番号法では、情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報(※3)の提供があった場合は、他の法令により書類(住民票、所得証明等)の提出が義務付けられていても当該書類の提出があったこととみなされます。それと同様に、条例に定められた事務についても、他の条例等の規定により書類の提出が義務付けられているものについて、当該書類の提出があったとみなす場合は、その規定を定める必要があります。

※2 番号法別表(別添資料参照)

番号法別表第1(法第9条第1項:マイナンバーの利用が認められた事務)及び別表第2(法第19条第7号:情報提供ネットワークを利用して情報連携が認められた事務)で規定される事務

※3 特定個人情報

マイナンバーをその内容に含む個人情報

条例を定める必要があるのは、以下の①～③の場合となります。

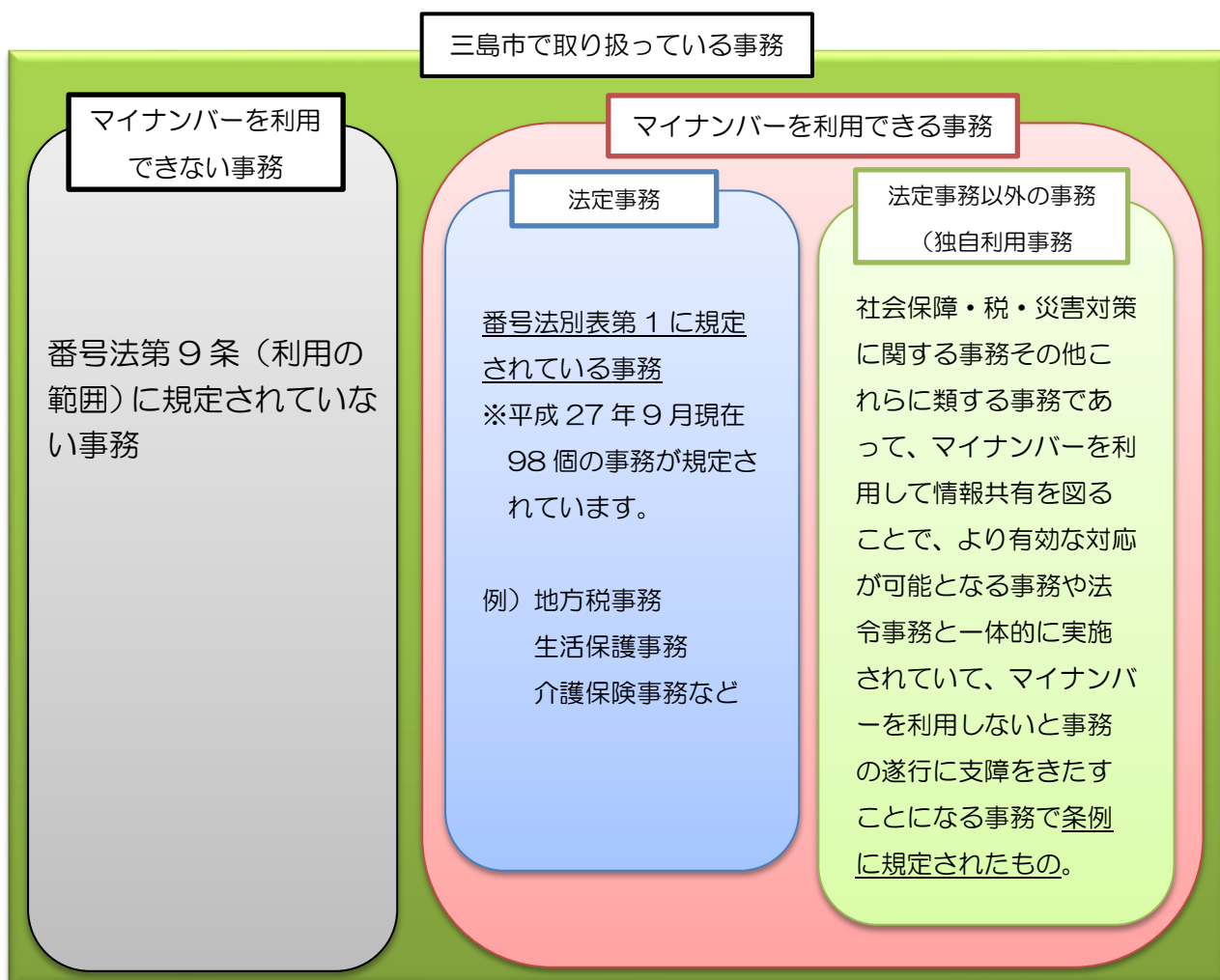
◆利用条例（番号法第9条第2項）

番号法第9条第2項（抜粋）

地方公共団体の長その他の執行機関は、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第一条第一項第四号に規定する地方税をいう。以下同じ。）又は防災に関する事務その他これらに類する事務であつて条例で定めるものの処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。

①法定事務以外の事務におけるマイナンバーの利用（独自利用事務）

番号法別表第1に規定されていない独自の行政サービスとして実施している事務において、マイナンバーを利用するためには、条例を制定する必要があります。また、マイナンバーの利用範囲が明確になるように、個別具体的に事務を定める必要性があります。



②地方公共団体内でのマイナンバーの利用（庁内連携）

市役所庁内（税部局と福祉部局など）における個人情報の授受において、マイナンバーを利用する場合は、その旨を条例で定める必要があります。

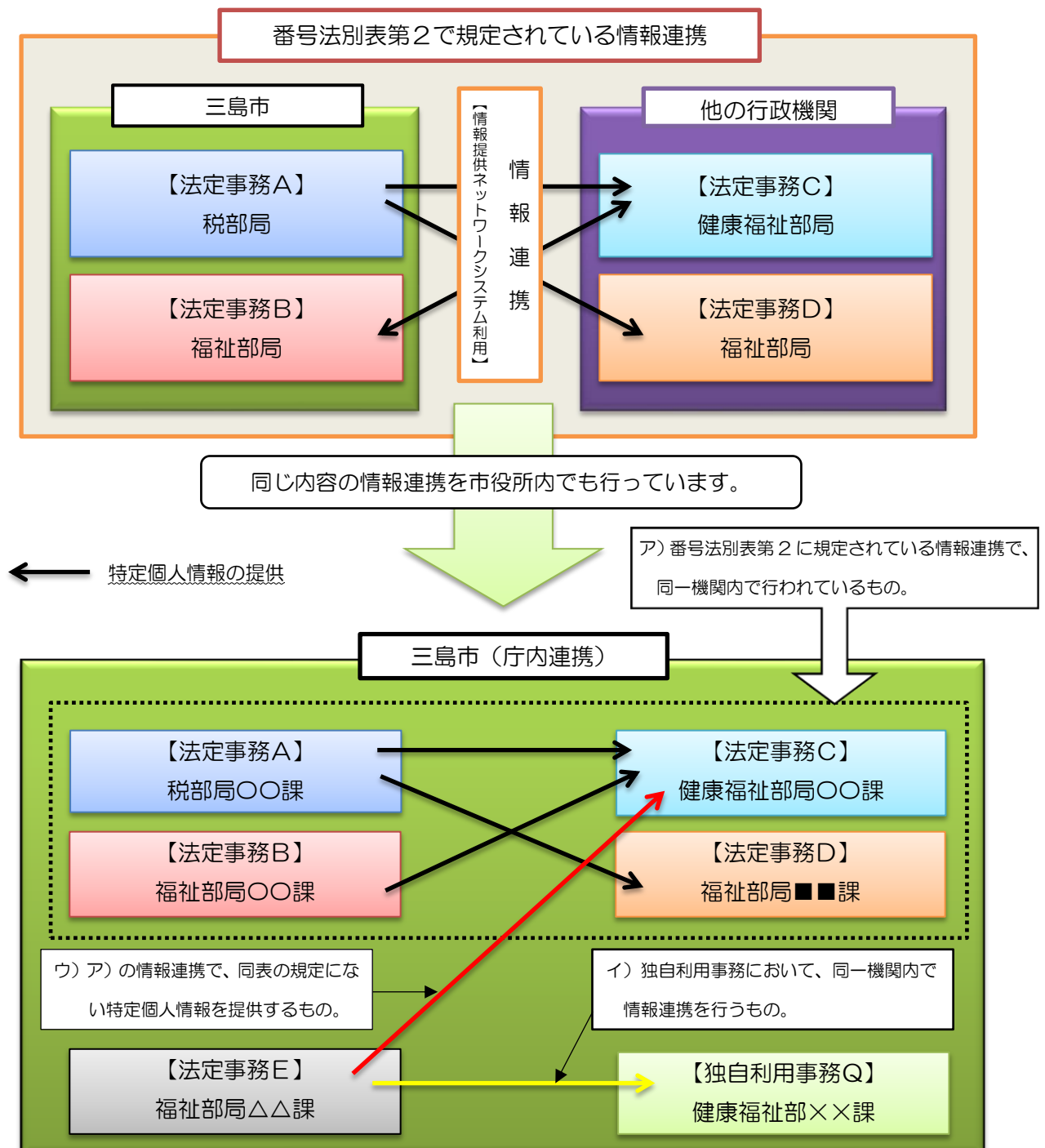
★「庁内連携」に該当する事務は、以下のとおりです。

ア) 番号法別表第2に規定されている情報連携で、同一機関内（市長部局など）で行われているもの。

イ) 独自利用事務において、同一機関内で情報連携を行うもの。

ウ) ア) の情報連携で、別表第2第4欄に掲げられているもの以外の特定個人情報を提供するもの。

ア) については、番号法別表第2を引用し、包括的にその内容を定めますが、イ) については、マイナンバーの利用の範囲が明確になるよう個別具体的に事務及び情報提供される特定個人情報を定める必要があります。



◆庁内他機関との連携条例（番号法第 19 条第 9 号）

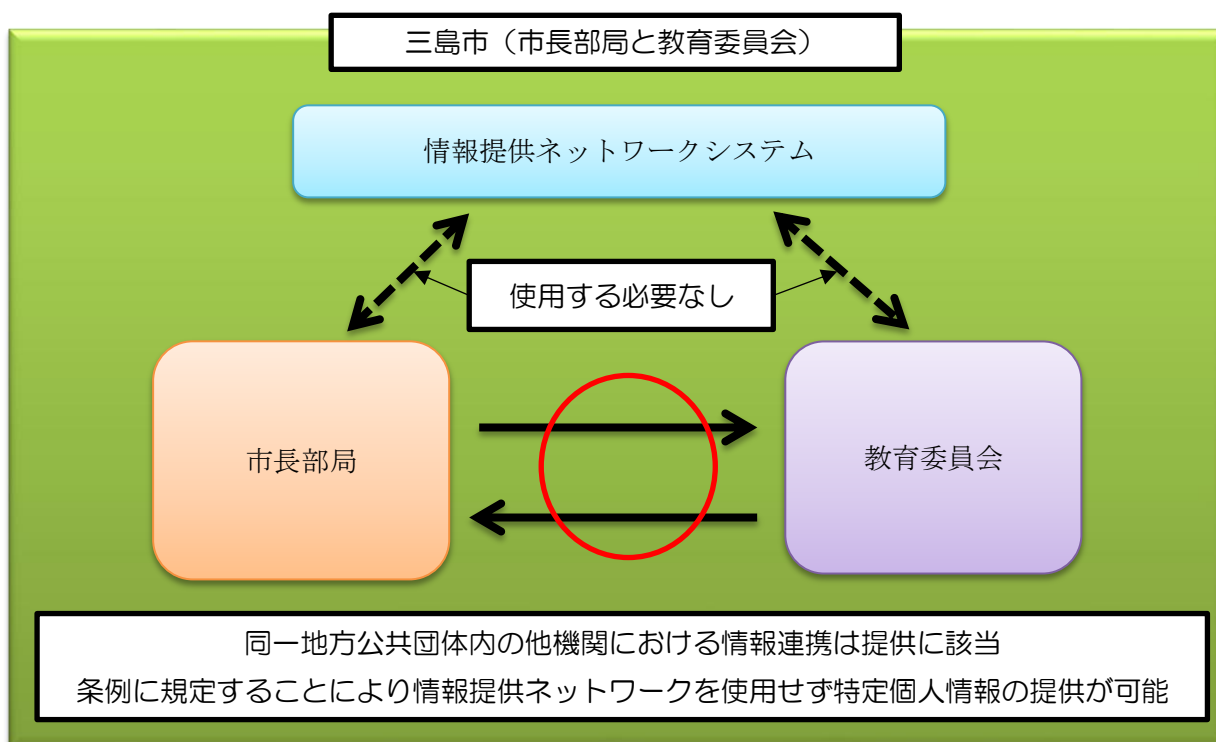
番号法第 19 条第 9 号

地方公共団体の機関が、条例で定めるところにより、当該地方公共団体の他の機関に、その事務を処理するために必要な限度で特定個人情報を提供するとき。

⇒ 特定個人情報を提供することが可能となります。

③同一地方公共団体内における他機関とのマイナンバーを利用した情報連携

市役所庁内他機関（市長部局と教育委員会など）における個人情報の授受においてマイナンバーを利用する場合は、その旨を条例で定める必要があります。また、当該条例により、情報提供ネットワークシステムを使用せず特定個人情報の授受を行うことが可能となります。



4 三島市におけるマイナンバー利用について

このたび、三島市においては、マイナンバーの利用について条例を定める必要がある上記①～③のうち、「利用条例②ア（庁内連携：独自利用事務を含まない）」について条例を制定します。

「①独自利用事務」、「利用条例②イ（庁内連携：独自利用事務）」、「③同一地方公共団体内における他機関（市長部局と教育委員会）とのマイナンバーを利用した情報連携」については、地方公共団体と他の行政機関との間で、情報提供ネットワークシステムを通じた情報連携（照会・提供）が開始される平成 29 年 7 月を目途に条例に定める予定です。その際、社会保障・税・災害対策に関する事務その他これらに類する事務で、情報共有を図ることにより有効な対応が可能となる事務や、法令事務と一体的に実施されていて、マイナンバーを利用しないと事務の遂行に支障をきたすことになる事務について洗い出し、マイナンバーの利用を検討していくこととなります。

5 独自利用事務の検討について

今後、独自利用事務としてどのような事務を条例に定めるかについては、番号法の趣旨を踏まえて、市民サービスの向上や事務の効率化に資するものを精査していきます。